

# 奈良市公報

第39号

令和2年12月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 2	538	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
11 2	539	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 4	540	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
11 4	541	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 5	542	放置自転車等の保管	環境政策課
11 5	543	督促状の公示送達	納税課
11 6	544	放置自転車等の保管	環境政策課
11 6	545	大和都市計画公園の変更	公園緑地課
11 9	546	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
11 9	547	令和2年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
11 10	548	放置自転車等の処分	環境政策課
11 10	549	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
11 10	550	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
11 10	551	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
11 10	552	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
11 12	553	放置自転車等の保管	環境政策課
11 12	554	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 13	555	農業振興地域整備計画の案の公衆縦覧	農政課
11 13	556	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
11 13	557	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
11 13	558	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
11 13	559	インフルエンザ予防接種の実施の一部改正	健康増進課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

11	2	59	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	2	60	農業集落排水の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	13	61	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
11	13	21	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
11	6	15	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和2年11月2日

奈良市長 仲川元庸

## 1 募集戸数

別紙のとおり 別紙省略

## 2 申込手続

### (1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和2年11月2日(月)～令和2年11月16日(月)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

### (2) 入居申込受付期間

令和2年11月2日(月)～令和2年11月16日(月)

### (3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

### (4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申込みことができる。

(イ) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(ハ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ハ)の条件

ウ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ハ)の条件

### 3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(7) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和2年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成31年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(i) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の署名及び捺印が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

コ パートナiership宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが

判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

#### (6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期もしくは入居決定を取り消す場合がある。

#### 4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。



都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年11月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 9月15日 奈良市指令整開 第20A-13号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年11月2日 第1746号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市佐紀町2137番3、2143番2及び2156番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市佐紀町2156番

和田 カル子

和田 隆

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の規定による令和3年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表する。

令和 2年 11月 4日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住居番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性 係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	69,600	0.7173
		74.8	3-4号館	69,100	0.7173
		74.8	5-6号館	73,400	0.7173
		39.3	6号館	38,500	0.7173
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	17,000	0.7401
		74.9	1-2号棟	86,800	0.7696
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	70,600	0.7168
		64.2	1-2号棟	60,700	0.7168
		64.5	1-2号棟	61,000	0.7168
		71.9	1-2号棟	68,000	0.7168
		74.6	3号棟	70,000	0.7168
		64.2	3号棟	60,200	0.7168
		64.5	3号棟	60,500	0.7168
		71.9	3号棟	67,500	0.7168
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	65,700	0.7484
		64.5	1-2号棟	56,700	0.7484

		71.2	1-2号棟	62,600	0.7484
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	17,600	0.7187
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	19,200	0.7455
		28.0	141-150	19,800	0.7455
		33.8	151-160	21,800	0.7455
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	110,600	0.7770
		60.7	1-2号棟	95,600	0.7770
		55.3	1-2号棟	94,000	0.7817
		70.1	3号棟	106,000	0.7770
		60.7	3号棟	91,700	0.7770
		55.3	3号棟	90,900	0.7817
		60.1	3号棟	90,800	0.7770
		41.6	3号棟	62,500	0.7770
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	13,700	0.7120
		55.4	143-157	25,500	0.7120
		58.8	158-164	26,800	0.7120
		58.8	165-188	27,100	0.7120
		74.6	1-23	89,800	0.7292
		74.6	24-35	87,800	0.7292
		74.9	36-62	87,200	0.7292
		74.9	63-66	88,000	0.7292
		74.9	67-102	90,100	0.7292
		75.0	103-112	87,800	0.7292
		74.9	113-118	85,000	0.7292

		74.9	119-124	96,400	0.7292
		74.8	125-128	96,900	0.7292
		74.8	129-134	98,800	0.7292
		74.9	137-138	98,600	0.7292
		74.9	135-136	95,400	0.7292
		75.0	139-140	87,700	0.7292
		74.8	141-154	102,500	0.7292
		31.4	1-12	14,100	0.7053
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91	25,700	0.7013
		58.8	92-101	30,400	0.7013
		74.8	1-10	84,000	0.7142
		74.9	25-28	86,100	0.7142
		74.9	11-24	85,200	0.7142
		74.9	29-32	86,000	0.7142
		74.9	33-38	88,000	0.7142
		74.9	39-43	88,000	0.7142
		75.0	44-47	88,600	0.7142
		74.9	48-53	88,400	0.7142
		75.0	54-55	82,700	0.7142
		74.9	56-57	94,000	0.7142
		74.9	58-63	87,900	0.7142
		75.0	64-65	82,100	0.7142
		75.1	66-73	94,400	0.7142
75.0	74-79	96,300	0.7142		

第 12 号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	55.4	76-105	20,000	0.7026
		75.0	1-28	89,400	0.7161
		74.9	39-43	87,300	0.7161
		74.9	29-38	88,000	0.7161
		74.8	44-49	86,300	0.7161
		74.9	50-53	86,400	0.7161
		74.9	54-55	87,100	0.7161
		74.9	56-59	89,300	0.7161
		75.0	60-67	86,900	0.7161
		75.0	68-71	87,100	0.7161
		74.9	72-75	85,200	0.7161
		74.9	76-77	96,000	0.7161
		74.7	78-79	99,900	0.7161
		第 13 号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20
58.8	21-30			30,200	0.7000
74.9	1-8			87,600	0.7123
75.0	9-14			88,300	0.7123
第 14 号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	79,600	0.7597
第 18 号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	25,500	0.7432
		37.6	2号棟	24,000	0.7432
		42.1	3号棟	23,200	0.7432
		38.7	4号棟	21,400	0.7432
		42.3	5-6号棟	24,100	0.7432
第 19 号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	28,800	0.7147

		74.8	101-404	74,200	0.7173
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	43,300	0.7882
		65.0	5-9号棟	52,800	0.7882
		55.0	5-9号棟	44,700	0.7882
		45.0	5-9号棟	36,400	0.7882
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	47,200	0.8005
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	9,400	0.6758
		31.5	21~36	9,200	0.6758
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	8,800	0.6785
		31.5	21~40	9,400	0.6785
西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	30,700	0.8005
		47.3	2期	30,700	0.8005
		51.1	3期A	43,300	0.8005
		51.1	3期B	43,300	0.8005
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	28,100	0.7115
		80.0	4, 5, 10, 11	31,000	0.7115
		80.0	6-8, 13-22	31,600	0.7115
		80.0	2	29,300	0.7103
		80.0	3	31,000	0.7103
		80.0	9, 12	31,600	0.7103
		80.0	23, 26-32	38,700	0.7115
		80.0	24, 25	38,700	0.7103
		80.0	34, 36, 41, 45, 48-51	39,500	0.7115
		80.0	35, 37-39, 43, 46, 52-57, 59-65	40,100	0.7115

		80.0	44, 47	39, 500	0. 7103
		80.0	33, 40, 58	40, 100	0. 7103
		80.0	88	38, 400	0. 7115
		80.0	83	38, 900	0. 7115
		80.0	89, 91	39, 500	0. 7115
		80.0	66, 70, 78, 87, 99	40, 100	0. 7115
		80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	40, 700	0. 7115
		80.0	73, 82, 93	40, 100	0. 7103
		80.0	68, 75, 80, 81	40, 700	0. 7103
		80.0	105, 106, 108, 111	48, 200	0. 7115
		80.0	100-103, 109-115	48, 800	0. 7115
		80.0	104	48, 200	0. 7103
		80.0	107	48, 800	0. 7103
		80.0	207, 212, 213, 215	52, 400	0. 7115
		80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	53, 000	0. 7115
		80.0	208	51, 200	0. 7103
		80.0	202	52, 400	0. 7103
		80.0	205	53, 000	0. 7103
		80.0	224	54, 400	0. 7115
		80.0	221	55, 600	0. 7115
		80.0	218-220, 222, 223	56, 200	0. 7115
		80.0	225	56, 200	0. 7103

		80.0	226, 227	58, 600	0. 7115
横井地区小集落改良 住宅	奈良市横井一丁目、横井 二丁目及び横井五丁目	80.0	132, 133	46, 400	0. 7115
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	48, 800	0. 7115
		80.0	128	48, 800	0. 7103
		80.0	136-139, 141	48, 100	0. 7115
		80.0	140	48, 100	0. 7103
		80.0	143-153	49, 300	0. 7115
		80.0	154	49, 300	0. 7103
		80.0	158, 159	49, 100	0. 7115
		80.0	155-157, 161, 162	49, 700	0. 7115
		80.0	160	49, 700	0. 7103
		80.0	163, 167-172, 176-178	48, 800	0. 7115
		80.0	166	48, 200	0. 7103
		80.0	164, 165, 173-175	48, 800	0. 7103
		80.0	181-186	49, 600	0. 7115
		80.0	179	49, 000	0. 7103
		80.0	180	49, 600	0. 7103
		80.0	187-190	56, 200	0. 7115
		80.0	191, 193, 195, 196	54, 900	0. 7115
		80.0	192	54, 300	0. 7103
		80.0	194	54, 900	0. 7103
横井地区店舗付 改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	65, 900	0. 7115
		120.0	1, 4	66, 500	0. 7115



		120.0	2	66,500	0.7103
		120.0	5,6	67,200	0.7115
		120.0	7-9	68,500	0.7103
		124.6	10	82,300	0.7115
古市地区小集落改良 住宅	奈良市古市町	81.0	4	51,500	0.7390
		81.0	1-3, 5, 6	52,200	0.7390
		81.0	20	53,100	0.7390
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	53,700	0.7390
		81.0	27-36	54,500	0.7390
		81.0	41, 43-45	56,400	0.7390
		81.0	46, 47	60,200	0.7390
		83.7	102-109	64,400	0.7390
		82.1	48-71	60,500	0.7390
		82.1	110-113	62,900	0.7390
		82.1	72-79. 82-101	60,800	0.7390
		82.1	15-17	58,500	0.7390
		82.1	18	59,200	0.7390
		82.1	21, 22	61,100	0.7390
		82.1	114-119	61,100	0.7390
		82.1	128, 129	61,700	0.7390
		82.1	124-127	61,700	0.7390
		82.1	132, 133	62,400	0.7390
		82.1	140, 141	62,400	0.7390
82.1	80, 81	62,400	0.7390		

		82.1	136, 137	63, 000	0.7390
		82.1	122, 123	62, 400	0.7390
		82.1	138, 139	64, 000	0.7390
		82.1	143, 144	61, 200	0.7390
		82.1	134, 135	61, 200	0.7390
		82.1	130, 131	62, 500	0.7390
		82.1	145-148	62, 500	0.7390
		82.1	120, 121	61, 700	0.7390
		82.1	149, 150	62, 200	0.7390
		82.1	151, 152	62, 200	0.7390
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	84, 400	0.7795
第1号 コミュニティ 住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116~609-616	56, 900	0.8441
		65.4	上記以外 6F まで	69, 000	0.8441
		74.7	701-1319	78, 900	0.8441
第2号 コミュニティ 住宅	奈良市紀寺町	74.6	1期 301-403	70, 100	0.7173
		66.1	1期 101, 104, 201, 204	62, 100	0.7173
		46.3	1期 上記以外	43, 500	0.7173
		74.6	2期 301-403	72, 900	0.7173
		66.1	2期 101, 104, 201, 204	64, 500	0.7173
		46.3	2期 上記以外	45, 200	0.7173
		74.6	3期 下記以外	71, 300	0.7173
		66.1	3期 102, 202, 302, 402	63, 100	0.7173

西之阪地区改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5-8, 10-14	17,000	0.7990
		22.0	15-17, 19, 23	11,500	0.7990
		22.0	25	14,200	0.7990
		22.0	26-27	19,900	0.7990
		28.0	24	19,300	0.7990
		28.0	25	19,800	0.7990
		28.0	27	21,500	0.7990
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	27,300	0.7103

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年10月 5日 奈良市指令整開 第20A-21号

令和2年10月22日 奈良市指令整開 第20A-21-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年11月4日 第1747号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町1217番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市高畑町1216番地の1

梅田 昌克 梅田 圭子

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月5日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第543号

平成31年度市・県民税（普通徴収）第4期分及び平成31年度固定資産税・都市計画税第4期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年11月5日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	納期限
平成31年度市・県民税（普通徴収）	第4期分	令和2年1月31日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和2年3月2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年11月16日

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 6 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園

4・4・1号 柏木公園

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 公園緑地課



奈良市告示第 546 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年11月9日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
川村 千代		あんま	令和2年 10月30日
川村 千代	奈良県奈良市大宮町三丁目 4番10号 矢埜ハイツ304		
川村 千代		はり・きゅう	令和2年 10月30日
川村 千代	奈良県奈良市大宮町三丁目 4番10号 矢埜ハイツ304		

奈良市告示第 547号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき  
令和2年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和2年11月9日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（15名、内2名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
巽 一孝	奈良市中畑町	条例第3条第1項第4号
中室 雄俊	奈良市池田町	条例第3条第1項第5号
鍛冶 佳広	奈良市雑司町	条例第3条第1項第5号
西窪 正男	奈良市南肘塚町	条例第3条第1項第6号
北條 幹二	奈良市北小路町	条例第3条第1項第6号
佐藤 彪	奈良市中登美ヶ丘一丁目	条例第3条第1項第6号
萩野 末子	奈良市左京三丁目	条例第3条第1項第6号
奥田 益三	奈良市西ノ京町	条例第3条第1項第6号
大谷 知章	奈良市法用町	条例第3条第1項第6号
野口 隆治	奈良市神殿町	条例第3条第1項第6号
徳本 和晃	奈良市大安寺一丁目	条例第3条第1項第6号
中田 清文	奈良市阪原町	条例第3条第1項第6号
堀内 崇次	奈良市山町	条例第3条第1項第6号

功勞表彰の部（112名、内13名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
早瀬 文雄	奈良市秋篠町	条例第4条第1号
池田 和昌	奈良市大安寺六丁目	条例第4条第1号
富永 良一	奈良県生駒市	条例第4条第1号
山崎 雅子	奈良市南京終町	条例第4条第1号
岡部 里香	奈良市鹿野園町	条例第4条第1号
三本 美和子	奈良市西千代ヶ丘一丁目	条例第4条第1号
米谷 慎	奈良県生駒市	条例第4条第1号
岡崎 忠直	奈良市法蓮町	条例第4条第3号
丸山 清文	奈良市肘塚町	条例第4条第3号
佐埜 清	奈良市宿院町	条例第4条第3号
細野 理	奈良市高畑町	条例第4条第3号
三井 利昭	奈良市紀寺町	条例第4条第3号
西浦 弘望	奈良市鵜町	条例第4条第3号
増井 清澄	奈良市大宮町六丁目	条例第4条第3号
中川 良夫	奈良市古市町	条例第4条第3号
長谷川 勝利	奈良市西木辻町	条例第4条第3号
楠木 英彦	奈良市大安寺四丁目	条例第4条第3号
北岡 明	奈良市西木辻町	条例第4条第3号
遊田 博行	奈良市南永井町	条例第4条第3号
辻 健一	奈良市南京終町四丁目	条例第4条第3号
梅森 昭雄	奈良市菅原町	条例第4条第3号
堀内 敬子	奈良市西ノ京町	条例第4条第3号
春本 浩	奈良市北登美ヶ丘二丁目	条例第4条第3号
武田 満男	奈良市三条町	条例第4条第4号
中川 康子	奈良市西寺林町	条例第4条第4号

氏 名	住 所	事 績
村田 勝	奈良市三条町	条例 第4条第4号
高松 典正	奈良市鶴福院町	条例 第4条第4号
中川 義一	奈良市中院町	条例 第4条第4号
三井 サダ子	奈良市紀寺町	条例 第4条第4号
荒木 緑	奈良市青山五丁目	条例 第4条第4号
上野 みよ子	奈良市青山四丁目	条例 第4条第4号
瀧川 誠	奈良市青山八丁目	条例 第4条第4号
中村 操子	奈良市奈良阪町	条例 第4条第4号
松嶋 直美	奈良市東之阪町	条例 第4条第4号
大西 文	奈良市佐保台三丁目	条例 第4条第4号
栗垣 博	奈良市佐保台二丁目	条例 第4条第4号
土岐 治	奈良市西木辻町	条例 第4条第4号
青木 たかみ	奈良市西木辻町	条例 第4条第4号
廣部 京子	奈良市桂木町	条例 第4条第4号
安田 留美子	奈良市法蓮町	条例 第4条第4号
松本 久男	奈良市芝辻町三丁目	条例 第4条第4号
今中 智恵子	奈良市六条西六丁目	条例 第4条第4号
大西 紀代	奈良市六条二丁目	条例 第4条第4号
小坂 純久	奈良市五条西一丁目	条例 第4条第4号
増田 善一	奈良市大安寺二丁目	条例 第4条第4号
左近 智恵美	奈良市恋の窪一丁目	条例 第4条第4号
花松 治美	奈良市三条栄町	条例 第4条第4号
木平 仁美	奈良市恋の窪二丁目	条例 第4条第4号
今里 すみ子	奈良市八島町	条例 第4条第4号
山本 浩市	奈良市横井二丁目	条例 第4条第4号
奥村 雅昭	奈良市出屋敷町	条例 第4条第4号

氏 名	住 所	事 績
金子 文造	奈良市出屋敷町	条例 第4条第4号
辰田 伊嗣	奈良市南永井町	条例 第4条第4号
松浦 陽子	奈良市東九条町	条例 第4条第4号
大森 龍子	奈良市中山町	条例 第4条第4号
吉川 俊彦	奈良市学園朝日元町二丁目	条例 第4条第4号
山本 昌子	奈良市学園大和町二丁目	条例 第4条第4号
黒岩 裕	奈良市中登美ヶ丘一丁目	条例 第4条第4号
石田 澄子	奈良市富雄川西一丁目	条例 第4条第4号
川勝 裕子	奈良市藤ノ木台三丁目	条例 第4条第4号
加藤 純子	奈良市帝塚山六丁目	条例 第4条第4号
浅野 篤子	奈良市学園緑ヶ丘二丁目	条例 第4条第4号
金子 さち子	奈良市朝日町二丁目	条例 第4条第4号
寺内 壽朗	奈良市北登美ヶ丘二丁目	条例 第4条第4号
山森 重一	奈良市阪原町	条例 第4条第4号
東浦 久美子	奈良市南庄町	条例 第4条第4号
西峯 智永子	奈良市神功三丁目	条例 第4条第4号
川手 明	奈良市右京三丁目	条例 第4条第4号
川脇 美智子	奈良市右京二丁目	条例 第4条第4号
久間 知子	奈良市青山七丁目	条例 第4条第4号
今泉 徹	奈良市西登美ヶ丘七丁目	条例 第4条第4号
岩井 均	奈良市高畑町	条例 第4条第4号
相 和代	奈良市恋の窪二丁目	条例 第4条第4号
内田 八重子	奈良市五条畑一丁目	条例 第4条第4号
川合 延枝	奈良市神殿町	条例 第4条第4号
伊藤 忠通	奈良市中山町西四丁目	条例 第4条第4号
増井 正哉	兵庫県芦屋市	条例 第4条第4号

氏 名	住 所	事 績
中島 博	京都府宇治市	条例 第4条第4号
浦西 勉	奈良県宇陀市	条例 第4条第4号
西森 英亮	奈良市月ヶ瀬石打	条例 第4条第5号
岡田 直巳	奈良市柳生町	条例 第4条第5号
奥田 敏也	奈良市東鳴川町	条例 第4条第5号
奥村 雅史	奈良市西九条町	条例 第4条第5号
西村 知義	奈良市神殿町	条例 第4条第5号
米沢 弘晃	奈良市山陵町	条例 第4条第5号
大曾根 進	奈良市石木町	条例 第4条第5号
吉松 容宏	奈良市菅原町	条例 第4条第5号
谷口 久男	奈良市大安寺四丁目	条例 第4条第5号
梅尾 厚弘	奈良市南肘塚町	条例 第4条第5号
大西 健滋	奈良市大安寺四丁目	条例 第4条第5号
秋澤 潤	奈良市神殿町	条例 第4条第5号
秦 健司	奈良市西大寺国見町二丁目	条例 第4条第6号
馬場 淳	奈良市あやめ池南五丁目	条例 第4条第6号
森 直樹	奈良市登美ヶ丘三丁目	条例 第4条第6号
西川 佐太章	大阪市住吉区	条例 第4条第6号
田中 久雄	奈良市四条大路一丁目	条例 第4条第6号
入江 文江	奈良市高畑町	条例 第4条第6号
市川 益子	京都府京田辺市	条例 第4条第6号
松浦 純子	奈良市六条西五丁目	条例 第4条第6号

善行表彰の部（4名11団体、内1名氏名等公表辞退）

氏 名	住 所	事 績
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例 第5条第1号
一般社団法人 金昌仁実践哲学教育院		条例 第5条第1号
中尾 皇都	奈良市八条一丁目	条例 第5条第3号
森嶋 絢香	奈良市	条例 第5条第3号
秋篠町婦人会		条例 第5条第6号
佐保台グリーンサポート パンジークラブ		条例 第5条第6号
ボランティアグループ 町内きれいが一番		条例 第5条第6号
北登美ヶ丘2号公園 グリーンサポート有志の会		条例 第5条第6号
自由さろん		条例 第5条第6号
神殿第三公園 ボランティアの会		条例 第5条第6号
サラの会		条例 第5条第6号
ほのぼの会		条例 第5条第6号
音訳グループひびき		条例 第5条第6号
点訳グループ むつぼし会		条例 第5条第6号

奈良市告示第448号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年11月10日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年4月7日、同月9日、同月10日、同月12日、同月16日及び同月21日



奈良市告示第 549 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 11 月 10 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 2 年 11 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103098	株式会社タクテイ	630-8001	奈良県奈良市法華寺町74番地の5	障害福祉サービス虹	630-8001	奈良県奈良市法華寺町74番地の5	同行援護	令和8年10月31日
2910103247	株式会社 konpeito.com	631-0064	奈良県奈良市帝塚山南四丁目13番18号	konpeito	631-0078	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-29	就労継続支援 B型	令和8年10月31日

奈良市告示第 550 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第 21 条の 5 の 2 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 11 月 10 日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和 2 年 10 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950160487	株式会社 あくび	630-8451	奈良市北之 庄町 4 5 - 1	ショコラ	630-8451	奈良市北之 庄町 4 5 - 1	放課後等 デイサー ビス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 11月 10日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和 2年 11月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102314	一般社 団法人 ライフ エビデ ンス	631-0013	奈良県 奈良市 中山町 西四丁 目 561-2	パディ ーホー ム	631-0032	奈良県 奈良市 あやめ 池北三 丁目 1-12-2	短期入所	令和8年10 月31日
2920100266	一般社 団法人 ライフ エビデ ンス	631-0013	奈良県 奈良市 中山町 西四丁 目 561-2	パディ ーホー ム	631-0032	奈良県 奈良市 あやめ 池北三 丁目 1-12-2	共同生活 援助	令和8年10 月31日

奈良市告示第 552 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の2第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 11月 10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 2年 11月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950170551	株式会 社すみ れサポ ート	630-8033	奈良県 奈良市 五条一 丁目2 番30号	クロー バー	631-0846	奈良県 奈良市 平松一 丁目 32-25-1	放課後等 デイサー ビス	令和8年10 月31日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月/2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費      自転車      2,000円

                 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費      1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 554 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年11月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年7月13日 奈良市指令整開 第20A-8号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年11月12日 第1748号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町262番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

徳島県徳島市東吉野町二丁目24番6

有限会社コア 代表取締役 松本 忠

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和2年12月14日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和3年1月4日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和2年11月13日

奈良市長 仲川元庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和2年11月13日から令和2年12月14日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

奈良市告示第 556 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施  
術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中北 潤		柔道整復 はり・きゅう	令和2年 5月29日
なかきた鍼灸整骨院	奈良県奈良市法蓮町 1080番地の1		
原井 大輔		柔道整復	令和2年 5月29日
なかきた鍼灸整骨院	奈良県奈良市法蓮町 1080番地の1		



奈良市告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年11月13日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
原井 大輔		柔道整復 はり・きゅう	令和2年 5月22日
はらい鍼灸整骨院	奈良県奈良市南袋町6-12 トーマスビル1F		

奈良市告示第 558 号

令和 2 年奈良市告示第 375 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

斎藤 正規	斎藤 正規	斎藤 正規	○	○	○	○	○	○			○	○
-------	-------	-------	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---

を

斎藤 正規	斎藤 正規	斎藤 正規		○		○	○					○
-------	-------	-------	--	---	--	---	---	--	--	--	--	---

に、

米田 諭	よねだ内科ク リニック	学園大和町六丁 目 1542-382	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
右衛門佐 博 千代	よもさ痛みの クリニック	四条大路西五丁目 1-55										○		

を

米田 諭	よねだ内科ク リニック	学園大和町六丁 目 1542-382	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
------	----------------	-----------------------	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---

に改める。

別紙 2 の表中

枝川 篤永	奈良東九条病院	東九条町 752	61-1118
-------	---------	----------	---------

を

枝川 篤永	奈良東九条病院	東九条町 752	61-1118
有田 憲生	ならまちリハビリテ ーション病院	杉ヶ町 57-1	20-3700

に改める。

奈良市告示第 559 号

令和 2 年奈良市告示第 474 号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙表中

ひらおか内科クリニック	平岡 伸太郎	あやめ池南六丁目 3-36	41-8810
-------------	--------	---------------	---------

を

ひらおか内科クリニック	平岡 伸太郎	あやめ池南六丁目 3-36	41-8810
ひらのレディースクリニック	平野 仁嗣	西大寺南町 5-26 T・Kビル西大寺・SO UTH4F	52-0500

に改める。

# 公當企業

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年11月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年11月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年11月16日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市 法蓮町、平松四丁目、敷島町二丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
大安寺第1処理分区	法蓮町794-1	法蓮町799-1	①
佐保川第13処理分区	平松四丁目354-2	平松四丁目354-1	②
佐保川第7処理分区	敷島町二丁目543-32	敷島町二丁目543-17	③

3 公共汚水樹を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
佐保川第13処理分区	平松四丁目353-1	④
大安寺第1処理分区	三条栄町187-1、189-1	⑤
南奈良第5-2処理分区	東九条町640-3、641	⑥
佐保川第10処理分区	あやめ池南七丁目845-1、845-7	⑦
大安寺第1処理分区	法蓮町406-1の一部	⑧
富雄川第8処理分区	三碓七丁目26-1	⑨
佐保川第12処理分区	五条二丁目559-5 他	⑩

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別  
分流、合流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
位置図省略

奈良市企業局告示第60号

農業集落排水事業の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)第4条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年11月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備えて置いて縦覧に供します。

令和2年11月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 農業集落排水の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年11月16日

2 汚水を排除し、処理する区域

場所	告示位置図No.
丹生町666	N①

位置図省略

奈良市企業局告示第61号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程  
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年11月13日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 水光社	代表取締役 唐澤 明弘	尼崎市昭和通2丁目12-3	令和2年11月9日

# 教育委員会



奈良市教育委員会告示第21号

令和2年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年11月13日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年11月20日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）令和2年度1・2月補正予算要求額について

議事

議案第31号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

議案第32号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

協議事項

（1）「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について①」

（2）「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について②

～附属中学校設置に伴う一条高等学校の学科再編について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

# 農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会令和2年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年11月6日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和2年11月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1  
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(10月専決処理分)
- (5) 水田利用転換届出について(10月専決処理分)
- (6) 知事許可について(10月許可分)